

# 身体障害者診断書・意見書（心臓機能障害 18歳以上用）

## 総括表

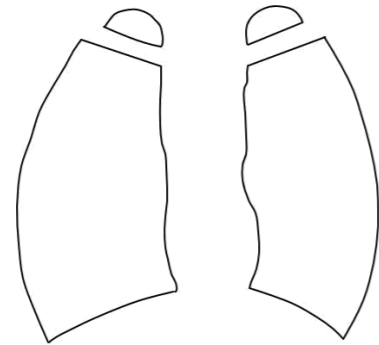
氏名	年 月 日生	男女
住所		
①障害名（部位を明記）		
②原因となった 疾病・外傷名	交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災 自然災害・疾病・先天性・その他（ ）	
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所		
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）		
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日		
⑤総合所見		
[将来再認定：要（重度化・軽度化）・不要] [再認定の時期 年 月 ]		
* ペースメーカー等の植え込み者による再認定は、ICDの作動に伴う者を除き、原則再認定を行いません。 再度再認定を行う場合は、理由を記入してください。		
⑥その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断します。併せて以下の意見を付します。 年 月 日		
病院又は診療所の名称	電話	（ ）
所在地	診療担当科名	科 医師氏名 印
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する ・該当しない（ 級相当）		
注意 1 障害名には現在起こっている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上 下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天 性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 障害区分や等級決定のため、福島県社会福祉審議会から改めて別紙所見の 部分について、お問い合わせする場合があります。		

心臓機能障害（18歳以上用）の状況及び所見（全葉2枚中1枚目）

1. 臨床所見

- |         |       |                                     |
|---------|-------|-------------------------------------|
| ア 動悸    | (有・無) | コ 血圧 (最大 最小 )                       |
| イ 息切れ   | (有・無) | サ 心音                                |
| ウ 呼吸困難  | (有・無) | シ その他の臨床所見                          |
| エ 胸痛    | (有・無) | 〔<br>〕                              |
| オ 血痰    | (有・無) |                                     |
| カ チアノーゼ | (有・無) | ス 重い不整脈発作のある場合は、その発作時の臨床症状、頻度、持続時間等 |
| キ 浮腫    | (有・無) | 〔<br>〕                              |
| ク 心拍数   | ( )   |                                     |
| ケ 脈拍数   | ( )   |                                     |

2. 胸部エックス線写真所見 ( 年 月 日)



心胸比

( ) %

3. 心電図所見 ( 年 月 日)

- ア 陳旧性心筋梗塞 ( 有 ・ 無 )
- イ 心室負荷像 ( 有<右室, 左室, 両室> ・ 無 )
- ウ 心房負荷像 ( 有<右房, 左房, 両房> ・ 無 )
- エ 脚ブロック ( 有 ・ 無 )
- オ 完全房室ブロック ( 有 ・ 無 )
- カ 不完全房室ブロック ( 有第 度 ・ 無 )
- キ 心房細動(粗動) ( 有 ・ 無 ) (脈拍欠損 個)
- ク 期外収縮(上室性, 心室性, その他) ( 有 ・ 無 ) ( 個/分)
- ケ STの低下 ( 有 mV ・ 無 )
- コ 第I誘導, 第II誘導及び胸部誘導(ただしV<sub>1</sub>を除く。)のいずれかのTの逆転 ( 有 ・ 無 )
- サ 運動負荷心電図におけるSTの0.1mV以上の低下 ( 有 ・ 無 )
- シ その他の心電図所見
- ス 不整脈発作のある者では発作中の心電図所見 (発作年月日 年 月 日)

心臓機能障害（18歳以上用）の状況及び所見（全葉2枚中2枚目）

4. 活動能力の程度

- ア 家庭内での普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動については支障がなく、それ以上の活動でも著しく制限されることはないもの又はこれらの活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こらないもの。
- イ 家庭内でも普通の日常生活活動若しくは社会での極めて温和な日常生活活動に支障がないが、それ以上の活動は著しく制限されるもの、又は頻回に頻脈発作を繰り返し、日常生活若しくは社会生活に妨げになるもの。 (4級相当)
- ウ 家庭内での普通の日常生活活動又は社会での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状が起こるもの。 (4級相当)
- エ 家庭内での極めて温和な日常生活活動には支障がないが、それ以上の活動では心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの、又は頻回に頻脈発作を起こし、救急医療を繰り返し必要としているもの。 (3級相当)
- オ 安静時若しくは自己身の日常生活活動でも心不全症状若しくは狭心症症状が起こるもの又は繰り返してアダムスストーク発作が起きるもの。 (1級相当)

5. ペースメーカ (有 年 月 ・ 無)
- (1) ペースメーカの適応度 (クラスI・クラスII・クラスIII)
  - (2) 身体活動能力(運動強度) (メッツ)

・ ペースメーカ植え込み時の認定基準

- 1級: クラスI又はクラスII (2メッツ未満)
- 3級: クラスII以下 (2メッツ以上4メッツ未満)
- 4級: クラスII以下 (4メッツ以上)

・ 再認定時の認定基準

- 1級: 2メッツ未満
- 3級: 2メッツ以上4メッツ未満
- 4級: 4メッツ以上

6. 人工弁移植、弁置換 (有 年 月 ・ 無)